

始



特 263

880

10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

上宮聖德法王帝說

聖德皇太子十七條憲法
皇太子聖德奉讃和讃

77263
880



上宮聖德法王帝說



来る四月五日より十一日まで大報恩會を修行するに際し
聖德太子の御高徳を參詣の人達と共に仰ぐ心をもつて先に
出版した『上宮聖徳法王帝說』を再刷して參詣の方々に頒
つことに致します。

昭和十一年三月一日

北安田にて
曉
鳥
敏

はしがき

聖德太子御往生後千三百十一年に當り、ここに新發意の勇をもつて聖德太子奉讀會を營むことにしました。その記念の出版として、この小冊子を編輯し、參詣の道俗に頒つことにします。

先づ第一に、太子の御傳記を知るためには、御傳記中最も古い時代に記されたと學者の論じてをる『上宮聖德法王帝說』を和譯したもののもつてこれに充てました。

法王帝說の傳得の僧相慶のことについて、會田範治氏はその著『聖德太子憲法と上宮法王帝說の研究』の中に次のやうに記してをられます。

掖齋は「是れ此の書を藏せる人の題名、相慶は、是れ何人なるか詳かならざる也。」といひ、平子鐸嶺は「法隆寺の藏せる大般若經跋に云く、長寛二年甲申八月六日の酉の時寫し畢る法隆寺の五師大法師相慶之云々と。按するに、相慶は堀河院の御宇中の人、法隆寺の五師大法師也。」といふ。然れども、長寛二年甲申は、二條天皇の御宇であつて、堀河天皇の御宇でない。故に相慶は、二條天皇の時の法隆寺の學僧であらう。

元來本書の著作者は明かでない。掖齋は「右法王帝說一卷は、作者の氏名を知らず。其の書の文詞を頗味するに、頗る釋日本記の引く所の上宮記に類す。之を要するに、未だ散佚して傳はらず。其の傳はる者は、上宮法王帝說あるのみ。帝說は紀事切實、文詞醇古、多く寧樂已往の記錄に取る。以て正史の闕を補ふ者尠からざる也。」といつて別に其著作者をいはない。要するに相慶は單なる傳得者で作者とするを得ないであらう。久米博士は「法隆寺の僧、相慶が錄したる上宮聖德法王帝說は、法隆寺の舊記と覺えて、甚だ確實なれども猶ほ信じがたき節を見出す。」といつて單に相慶が錄したる法隆寺の舊記といふのみで、その著作者を

示さないが、然し博士は法隆寺釋迦像光背銘の釋文及び天壽國曼茶羅銘文の字句解釋者を以て相慶としてゐるやうである。若し、博士の信するが如く、相慶を以て古事記・書紀の未だ出でざる以前の人とすれば、奈良朝以前の人であるべきであるが、鐸嶺の引用せる般若經跋文の記載によれば、相慶は推古朝を距ること約五百五十年の人である。故に帝説の作者は掖齋の言の如く不明として置くの外はない。又釋迦像光背銘及び天壽國曼茶羅銘文の如き、更に本文の註の如きも、果して相慶の釋註なるや否やは明かでない。故に帝説は法隆寺の佛徒の間に傳はつてゐた舊記と見るべきであらう。」

ここに載録した法王帝説は『大日本佛教全書』と會田範治氏の『聖德太子憲法と法王帝説の研究』とを參照して我が編輯室にて和譯を試みたものです。章節の區分は、閲覽の便を圖りて、會田氏の細説せられたものによることにしました。原文には、章節の區分があるのではありません。

第二には聖德太子の御製作になつた『十七條憲法』を載録しました。これは太子の御教を最も手近く奉體する心からであります。『十七條憲法』は、『日本書紀』所載のものを底本とし、各方面の研究者の説をも參照して我が編輯室にて和譯したものです。

第三には、太子奉讀の心を最も情熱的に記された親鸞聖人の

御作の皇太子聖德奉讃十一首の『和讃』を載録しました。

太子の御教は太子の御製作になつた法華・勝鬘・維摩の三部の經典の『義疏』の中に詳しく述べられてあり、又、推古天皇の御攝政時代の事蹟の上に明かに示されてあるのであります。それらについては、この度の法會を發足點としてその研究の結果を順を追うて發表したいと念願してります。

この小冊子によつて太子の御精神に御縁を結ばれる人の多かるんことを念願します。

昭和七年二月十五日

北安田にて
曉 烏 敏

目次

- 一。上宮聖德法王帝說
- 二。聖德皇太子十七條憲法
- 三。皇太子聖德奉讃和讃

上宮聖德法王帝說

第一章 太子の近親及び血統

第一節 太子の兩親及兄弟

伊波禮池邊雙櫬宮治天下 橘 豊日天皇（用明天皇）庶妹穴
太部間人王を娶して、大后となす。生みませる兒は、厩
戸 豊聰耳聖德法王、次に久米王、次に殖栗王、次に茨田
王なり。

又天皇、蘇我伊奈米宿彌大臣の女子、名は伊志支那郎
女を娶して生みませる兒は、多米王なり。

又天皇、葛木當麻倉首、名は比里古の女子、伊比古郎女を娶して生みませる兒は、平麻呂古王、次に須賀氏古女王なり。此の王は伊勢の神前を拜み、合聖王の兄弟たる王子也。

第二節 太子の妃及王子
 聖德法王、膳部加多夫古臣の女子、名は菩岐岐美郎女を娶して生みませる兒は、春米女王、次に長谷王、次に久波太女王、次に波止利女王、次に三枝王、次に伊止志呂古王、次に麻呂古王、次に馬屋古女王なり。已上。八人

又聖王、蘇我馬子叔尼大臣の女子、名は刀自古郎女を娶して生みませる兒は、山代大兄王、此の王、賢尊の心有り、せり、後人、父聖王次に財王、次に日置王、次に片岡女王と相應るは非なり。十四王子也。

四人
なり。已上。

又聖王、尾治王の女子、位奈部橘女王を娶して生みませる兒は白髮部王、次に手島女王なり。合聖王の兒にして十四王子也。

第三節 太子の孫及甥姪

山代大兄王、庶妹春米王を娶して生みませる兒は、難

波麻呂古王、次に麻呂古王、次に弓削王、次に佐々女王、
次に三島女王、次に甲可王、次に尾治王也。聖王の庶兄
多米王、其の父池邊天皇（用明天皇）の崩後、聖王の母、穴
太部間人女王を娶して生みませる兒は、佐富女王也。

第四節 太子の祖父及叔伯

斯貴島宮治天下阿米久爾於支波留支廣庭天皇（欽明天
皇 檜前天皇（宣化天皇）の女子、伊斯比女命を娶して生みま
せる兒は、他田宮治天下怒那久良布戶多麻斯支天皇（敏
達天皇）聖王のなり。
伯叔也

又宗我稻目足尼大臣の女子、支多斯比賣命を娶して生
みませる兒は、伊波禮池邊宮治天下橘 豊日天皇（用明天
聖王の妹は、少治田宮治天下止余美氣加志支夜比賣天
父也。
伯叔也

皇（推古天皇）なり。又、支多斯比賣の同母姊、乎阿尼命を娶
して生みませる兒は、倉橋宮治天下長谷部天皇（崇峻天皇）
聖王の妹は、穴太部間人女王聖王のなり。

右の五天皇は、他人を雜ふること無く、天下を治め
す也。但し倉橋は第四、少治田は第五也。

第二章 太子の業績。

第一節 法興寺及四天王寺の建立

少治田宮御宇天皇（推古天皇）の世、上宮厩戸豊聰耳命、嶋大臣共に天下の政を輔け、而して三寶を興隆し元興四天王等の寺を起す。

第二節 冠位十二階の制定

爵十二級を制す。大德・少德・大仁・少仁・大禮・少禮・大信・少信・大義・少義・大智・少智なり。

第三節 太子の生立と二經義疏及

夢殿の縁起

池邊天皇（用明天皇）の后、穴太部間人女王、厩戸に出で給ふの時、忽ち上宮王を産み給ふ。王命幼少にして聰敏、智有り。長大に至るの時、一時に八人の白言を聞きて、其の理を辨ふ。又一をきゝて八を知る。故に號して厩戸豊聰八耳命と曰ふ。池邊天皇、其の太子聖德王を甚だ之を愛念し、宮の南の上の大殿に住せしむ。故に上宮王と號する也。

上宮王の師は高麗の慧慈法師なり。王命能く涅槃常住五種佛性の理を悟り、明かに法華の三車、權實二智の趣を開き、維摩不思議解脱の宗に通達し、且つ經部、薩婆

多兩家の辨を知り、亦三玄、五經の旨を知る。並に天文地理の道を照らす。即ち法華等の經疏七卷を造り、號して上宮御製疏と曰ふ。太子問ふ所の義、師通せざる所有れば、太子夜の夢に金人來りて下解の義を教ふるを見る。太子寤めて後、即ち之を解き、乃ち以て師に傳ふ。師も亦領解す。是の如きの事、一二のみに非ず。

第四節 太子の七寺建立

太子七寺を起す。四天王寺・法隆寺・中宮寺・橘寺・蜂丘寺・彼の宮を併せて池後寺・葛木寺・葛木臣なり。川勝秦公に賜ふ

戊午の年四月十五日、少治田天皇(推古天皇) 上宮王に請ひ、勝鬘經を講ぜしむ。其の儀僧の如き也。諸王・公主・連・公民信受して嘉せざる無き也。三箇日の内、講說し訖れる也。天皇聖王に、播磨國揖保郡佐勢地、五十萬代を布施し給ふ。聖王此の地を以て法隆寺の地と爲す也。今播磨に在る田は三百餘町也。

第三章 太子の薨去と僧慧慈の死

慧慈法師、上宮の御製疏を齋らして本國に還歸し流傳

する間に壬午の年二月二十一日夜半、聖王薨逝せる也。
 慧慈法師之を聞き、王命の奉爲に經を講じ、發願して曰
 く、「上宮聖王に逢ひ、必ず化せられんと欲す。吾慧慈來
 年二月二十二日に死し、必ず聖王に逢ひ、面のあたり淨
 土にて奉へまつらん。」と。遂に其の言の如く、明年二月
 二十二日に到り、病發りて命を終へたるなり。

第四章 法隆寺金堂坐藥師如來像光背の銘

池邊大宮天下天皇大御身勞賜時。歲次丙午年召於大

王天皇與太子而誓願賜。我大病太平欲坐。故將造寺
 藥師像作仕奉詔。然當時崩賜。造不堪者。少治田大宮
 治天下大王天皇及東宮聖王。大命受賜而歲次丁卯年
 仕奉。

池邊の大宮に天下治しめす天皇(用明天皇)大御身勞賜ふ時、
 歲次丙午の年大王天皇(推古天皇)と太子とを召して誓願し賜
 く、我が大病を太平に坐さんと欲す。故に將に寺を作り薬師
 像を作り仕ひ奉らんと詔す。然るに當時崩賜ひ、造る
 に堪ざれば少治田の大宮に天の下治しめす大王天皇(推古天
 皇)及東宮の聖王、大命を受け賜りて、歲次丁卯の年仕ひ

奉る。

一二

右は法隆寺金堂に書せる藥師像光後の銘文、即ち寺造
る始めの縁由也。

第五章 釋迦像光背銘

法興元世一年。歲次辛巳。十一月。鬼前大后崩。明年
正月廿二日。上宮法皇枕病。弗愈于食。王后仍以勞疾。
並著於床。時王后王子等。及與諸臣。深懷愁毒。共相
發願。仰依三寶。當造釋像尺寸王身。蒙此願力。轉
病延壽。安住世間。若是定業。以背世者。往登淨土。

早昇妙果。二月二十一日癸酉。王后卽世。翌日法王登
遐。癸未年三月中。如願敬造釋迦尊像并僕侍。及莊嚴具
竟。乘斯微福。信道知識。現在安穩。出生入死。隨奉
三主。紹隆三寶。遂共彼岸。普遍六道。法界含識。
得脫苦緣。同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造。

法興元世一年、歲次辛巳、十二月、鬼前大后崩ます。明
年正月二十二日、上宮法皇病に枕み、子食念す。王后仍
以て勞り疾み、並に病に著く。時に王后王子等、及諸臣と
深く愁毒を懷き、共に相發願す。仰いで三寶に依り當に釋
像の尺寸王身なるを造るべし。此の願力を蒙り病を轉じ壽

を延べ世間に安住せん。若し是れ定業にして以て世を背にせば、往いて淨土に登り、早く妙果に昇らせたまへ。二月二十一日癸酉、王后即世す。翌日法王登遐す。癸未の年三月中願の如く敬んで釋迦の尊像并せて俠侍及莊嚴の具を造り竟る。斯の微福に乗ぜば信道の知識は現在安穩、生を出て死に入る。三主に隨ひ奉り、三寶を紹隆し、彼岸を共にせば六道に普遍する法界の含識は苦縁を脱し同じく菩提に趣くを得ん。司馬の鞍首止利佛師をして造らしむ。

右は法隆寺金堂に坐せる釋迦の光後銘文件の如し。

第六章 釋迦像光背銘の原釋

釋して曰く、法興元世一年は、此れ能く知らざるなり。但だ帝紀を按するに、云く、少治田天皇（推古天皇）の世、東宮厩戸豊聰耳命、大臣宗我馬子宿彌共に平章して三寶を建立し、始めて大寺を興せりと。故に法興元世と曰ふ也。此れ即ち銘に法興元世一年と云へる也。後に見る人、年號を疑ふべきが若きも、此れ然らざるなり。然らば即ち言はん、「一年」の字は其の意、見難しと。然れども見る所の者、聖王の母、穴太部女王の薨逝せる辛巳の年は、

即ち少治田天皇の御世なり。故に即ち其の年を指す。故に一年と云ふも、其れ異趣無し。鬼前大后とは、即ち聖王の母、穴太部間人女王也。鬼前と云ふは此れ神前也。何故に神前皇后と云ふか。此れ皇后の同母弟、長谷部天皇（崇峻天皇）は、石寸神前宮に天下を治めし給ひ、其の姉、穴太部女王は、即ち其の宮に坐せるが故に、神前皇后と稱したるならんか。明年と言ふは、即ち壬午の年也。一月二十一日癸酉王后即世とは、此れ聖王の妻膳大刀自也。二月二十一日は、壬午の年の一月也。翌日法王登遐すとは、即ち上宮聖王也。即世登遐は、是れ死の異名也。故に今

此の銘文に依るに、應に壬午の年の正月廿一日、聖王病に枕めるものと云ふべし。即ち同時に膳刀自、勞を得たる也。大刀自は二月二十一日卒せる也。聖王二十二日薨ぜる也。是を以て明に知る、膳夫人は先の日に卒し、聖王は後の日に薨ぜる事を。即ち證歌に曰く、

伊我留我乃。止美能井乃美豆。伊加奈久爾。多義氏麻乃母乃。止美乃井能美豆。

是の歌は、膳夫人が病に臥して將に沒臨さんとする時、水を乞へり。然るに聖王は許さず。遂に夫人卒せる也。即ち聖王誅して是の歌を詠す。即ち其の證也。但だ銘文

の意、夫人の卒日を顯し、聖王の薨年月を注せざる也。然れども、諸記の文は、分明に、壬午の年二月二十二日甲戌夜半、上宮聖王薨逝せる也と云ふ。生を出で死に入るとは、其の往反所生の辭の若き也。三主とは疑らくは、神前大后、上宮聖王、膳夫人にして此の三所を合せたるものなり。

第七章 天壽國曼茶羅繡帳銘

斯歸斯麻宮治天下天皇。名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等。娶巷奇大臣。名伊奈米足尼女。名吉多斯比

彌乃彌己等爲大后。生名多至波奈等已比乃彌己等。妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌己等。

復娶大后弟。名乎阿尼乃彌己等爲后。生名孔部間人公主。斯歸斯麻天皇之子。名庭奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等。娶庶妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌己等爲大后。坐乎沙多宮治天下。生名尾治王。多至波奈等已比乃彌己等。娶庶妹名孔部間人公主爲大后。坐瀆邊宮治天下。生名等已刀彌彌乃彌己等。娶尾治大王之女、名多至波奈大女郎爲后。

歲在辛巳。十二月廿一日癸酉日入。孔部間人母王崩。

明年二月廿二日甲戌夜半。太子崩。

于時。多至波奈大女郎悲哀嘆息。白畏天皇前曰。啓之。雖恐。懷心難止。使我大王與母王如期從遊。痛酷無比。我大王所告。世間虛假。唯佛是真。玩味其法。謂我大王應生於天壽國之中。而彼國之形。眼所回看。怖因圖像。欲觀大王往生之狀。天皇聞之。悽然告曰。有一我子所啓。誠以爲然。勅諸采女等。造繡帷二張。畫者東漢末賢。高麗加西溢。又漢奴加己利。令者椋部秦久麻。

斯歸斯麻宮に天の下治しめす天皇、名は阿米久爾意斯波留

支比里爾波乃彌己等。巷奇の大臣、名は伊奈米足尼女、名は吉多斯比彌乃彌己等を娶して大后と爲し、名は多至波奈等已比乃彌己等を生します。妹の名は等已彌居加斯支移比彌乃彌己等。

復大后弟名は乎阿尼乃彌己等を后と爲す。名は孔部間人公主を生ます。斯歸斯麻天皇之子、名は薺奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等、庶妹名は等已彌居加斯支移比彌乃彌己等を娶して大后となし、乎少多宮に坐しまして天下を治しめし、名は尾治王を生ます。多至波奈等已比乃彌己等、庶妹名は孔部間人公主を娶して大后と爲し、瀆邊宮にまして天下を治しめす。名は等已刀彌彌乃彌己等を生まし

ます。尾治大王之女、名は多至波奈大女郎を娶して后と爲す。

歳は辛巳に在り。十二月廿一日癸酉日入るとき孔部間人母崩。

明年二月廿二日甲戌夜半、太子崩。

時に多至波奈大女郎悲哀嘆息して、畏みて天皇の前に白して曰く。之を啓は恐ると雖ども、懷ふ心止み難し、我が大王をして母王とともに期するが如く從遊せしむ。痛酷比無。我が大王の告ぐる所は、世間は虛假なるも唯佛は是れ眞なりと。其の法を玩味すれば、謂ふに我が大王は應に天壽國の中に生るべし。而彼の國の形は眼に看回き所、怖くは

圖像に因りて大王往生の狀を觀んと欲す。天皇之を聞きて悽然として告げて曰く。一に我が子の啓ふ所有るは、誠に以て然と爲すと。諸の采女等に勅して繡帷二張を造る。畫者は東漢末賢。高麗の加西溢。又漢奴加己利。令者

棕部秦久麻。

右は法隆寺の藏せる繡帷二張に在り。龜背の上に文字を縫ひつけたるものなり。更に更に知れざるものといふ。巷奇は蘇我也。

彌の字は或は賣の音に當る也。已の字は或は余の音に當る也。

至の字は或は知の音に當る也。

白畏天之の天は即ち少治田天皇也。

大子崩ずとは即ち聖王也。

從遊とは死也。

天壽國とは猶ほ天と云ふかごとき耳。

天皇聞之とは又少治田天皇也。

令者とは猶ほ監のごとき也。

第八章 太子の薨去を悼める歌

上宮薨するの時巨勢三杖大夫の歌。

伊加留我乃。止美能乎何波乃。多叡婆許曾。我何於保支
美乃。彌奈和須良叡米。
美加彌乎須。多婆佐美夜麻乃。阿遲加氣爾。比止乃麻乎
之志。和何於保支美婆母。
伊加留我乃。己能加支夜麻乃。佐可留木乃。蘇良奈留許
等乎。支美爾麻乎佐奈。

第九章 大連物部氏の滅亡と

四天王寺の建立

丁未の年六七月、蘇我馬子宿彌大臣、物部守屋大連を

伐つ。時に大臣の軍士尅たずして退く。故に則ち上宮王、四王の像を擧げ、軍士の前に建て、誓つて云く、此の大連を亡ぼすことを得ば、四王の奉爲に、寺を造り、尊重供表せんと。軍士勝つことを得。大連を取り訖る。此に依つて、即ち難波の四天王寺を造る也。聖王生れて十四年也。

第十章 佛法の傳來とその年月

志発島天皇(欽明天皇)の御世、戊午の年、十月十一日石濟國王聖明王、始めて佛像、經教、並に僧等を濟し奉る。

勅して蘇我稻自宿禰大臣に授けて、興隆せしめたる也。庚寅の年、佛殿を焼き滅ぼし、佛像を難波の堀江に流却せり。

第十一章 太子の三寶興隆と冠位 及憲法の制定

少治田天皇の御世、乙丑の年五月、聖德王、島大臣と共に謀りて佛法を建立し、更に三寶を興す。即いで五行に准へて、爵位を定む。七月、十七條の法を立つ。

第十一章 太子の家門の滅亡

飛鳥天皇(皇極天皇)の御世、癸卯の年十二月十四日、蘇我
豊浦毛人大臣の兒、入鹿臣□□林太郎、伊加留加宮に坐
せる山代大兄、及び其の昆弟等、合せて十五王子を悉く
滅ぼせり。

第十二章 蘇我氏の滅亡

□□天皇の御世、乙巳の年六月十一日近江天皇(天智天皇)
生年一
十一年 林太郎□□を殺し、明日を以て、其の父豊浦大臣、

子孫皆滅びたり。

第十四章

欽明・敏達・用明・崇峻・推

古の五朝の治年及び陵墓

志歸島天皇(欽明天皇)、天下を治めすこと四十年。
年四月

崩す。陵は檜隈
坂合の岡也。

他田天皇(敏達天皇)、天下を治めすこと十四年。
乙巳の年八

月崩す。陵

は川内志奈□
□□に在り。

池邊天皇(用明天皇)、天下を治めすこと二年。丁未四月崩す。
 はいふ、川内志奈我中尾陵と。

倉橋天皇(崇峻天皇)、天下を治めすこと四年。
 臣に滅ぼされたるなり。陵
 は倉橋の岡にある也。

少治田天皇(推古天皇)、天下を治めすこと二十六年。
 三月崩す。陵は大野岡也。或は云ふ。
 川内志奈我山田村なりと。

第十五章 太子の生誕・享年及墳墓

上宮聖德法王は又法主王とも云ふ。甲午の年産。壬午
 の年一月二十二日薨逝せる也。
 生は四十九年。少治田宮の東宮と爲る。墓は、川内の志奈
 也。我が岡。

第十六章 本書即ち法王帝説の傳得者

傳得の僧は、相慶之。

第十七章 本書の裏書

第一節 佛寺の名稱の起源

裏書云。

少治田天皇(推古天皇)の代、庚戌春三月、學問尼善信等百濟より還りて櫻井寺に住む。今豊浦寺也。初は櫻井寺とい寺といふ。

曾我大臣と云ふは豊浦大臣(稻目)を云ふ。

第二節 僧觀勒

觀勒僧正は、推古天皇の即位十年壬戌に來れりと云ふ。

佛工鞍作鳥の祖父は、司馬達等。父は、多須奈なり。

第三節 鞍作鳥

或る本に云ふ、播磨の水田は、二百七十三丁五段二十歩なり云々と。又の本に云ふ、三百六十丁なり云々と。

第五節 淨土寺の縁起及び蘇我石川

麻呂の横死

有る本に云ふ、誓願して寺を造り、三寶を恭敬す。十三年辛丑春三月十五日(舒明十三年)、淨土寺を始めたり云々

々と。註に云く、辛丑の年、地を平らすことを始め、癸卯の年（皇極の二年）金堂を立てたり云々。戊申（孝德の大化四年）始めて僧住み、己酉の年（天智の二年）塔を構ひ、癸酉の年（天武の元年）十一月十六日、塔の心柱を建て、其の柱礎の中に、圓穴を作り、淨土寺を刻す。其の中に、蓋有り、大錠一口を置く。内に種々の珠玉を戻にし、其の中に、塗金の壺あり。壺内にも亦種々の珠玉を戻にし、其の中に、銀壺有り。壺中の内、純金の壺有り。其の内に、青玉玉の瓶有り。其内に、舍利八粒を納む。丙午の年真曜の本なり云々。

（天武の四年）四月八日、露盤を上ぐ。戊寅の年（天武の六年）十二月四日、丈六の佛像を鑄る。乙酉の年（天武の十三年）三月二十五日、佛眼を鑄る。山田寺是也。南一房之寫す。

曾我日向子臣、字は無耶志臣。難波長柄豊崎宮御宇天皇（孝德天皇）の世、築紫大宰帥に任せらる。甲寅の年（皇德白雉五年）十月癸卯朔、壬子、天皇不愈のため、般若寺を

第六節 蘇我日向の貶謫及び般若寺

の創始

曾我日向子臣、字は無耶志臣。難波長柄豊崎宮御宇天皇（孝德天皇）の世、築紫大宰帥に任せらる。甲寅の年（皇德白雉五年）十月癸卯朔、壬子、天皇不愈のため、般若寺を

起す云々。□□京の時の定額寺云々。

第七節 蘇我馬子の死亡年月

曾我大臣馬子、推古天皇三十四年秋八月、嶋大臣也病に臥す。大臣のために、男女并せて一千人□□□。又の本に云ふ。二十二年甲戌秋八月、大臣病に臥す云々。三十五年夏六月辛丑薨す云々。

(別紙)

和州法隆寺勸學院文庫

聖德皇太子十七條憲法

一に曰く。和を以て貴しとなし、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨有り、亦達者少し。是を以て或は君・父に順はず、乍、隣・里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はんに諸ひぬるときには、則ち事理自らに通る、何事か成らざらん。

二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛・法・僧なり、則ち四生之終歸・萬國之極宗なり。何れの世、何れの人

か是の法を貴ばざる。人尤だ惡しきもの鮮し、能く教ふ
るをもて從ひぬ。其れ三寶に歸りまつらずば、何を以て
か枉れるを直うせん。

三に曰く。詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とす、
臣をば則ち地とす。天覆ひ、地載す、四の時順り行き、萬
の氣通ふを得。地天を覆さんと欲すれば則ち壞を致さん
のみ。是を以て、君言へば臣承はる、上行へば下靡く。
故に詔を承けては必ず慎め。謹まずば自らに敗れなん。

四に曰く。羣卿・百寮禮を以て本と爲よ。其れ民を治

むるの本は要ず禮に在り。上禮不きときは下齊はず、下
禮無ければ以て必ず罪有り。是を以て羣臣禮有るときは
位の次亂れず、百姓禮有るときは國家自らに治まる。

五に曰く。餐を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辨へ
よ。其れ百姓の訟は一日に千事あり、一日すら尙ほ爾り、
況して歲を累ねるをや。頃訟を治むる者は利を得るを常
と爲し、賄を見ては讐を聽く。便ち財あるものの訟は石
をもて水に投ぐるが如し、乏しき者の訴は水をもて石に
投ぐるに似たり。是を以て、貧民は則ち由る所を知らず、

臣道亦焉に闕けぬ。

六に曰く。惡しきを懲し善を勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匿せ。其れ諂ひ詐る者は則ち國家を覆すの利器たり、人民を絶つの鋒劍たり。亦佞しく媚ぶる者は上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は皆君に忠無し、民に仁無し、是大なる亂の本なり。

七に曰く。人各任有り、掌ること宜しく濫れざるべし。

其れ賢哲を官に任すときは頌むる音則ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの少し、剋く念ひて聖と作る。事大と少と無く、人を得て必ず治まり、時急と緩と無く、賢に遇うて自ら寛なり。此に因て國家永く久しくして社稷危きこと勿し。故、古の聖王は官の爲に以て人を求む、人の爲に官を求めたまはず。逮ばず、早く退れば必ず事盡さず。

九に曰く。信は是れ義の本なり。事毎に信有れ、其れ善きも惡しきも成るも敗るるも要す信に在り。羣臣共に信あるときは何事か成らざらん。羣臣信無ければ萬のこと悉に敗る。

十に曰く。忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り、心各執有り、彼是むずれば則ち我は非みす、我是むずれば則ち彼は非みす。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ。是みし非みするの理詎ぞ能く定む可き、相共に賢く愚かなること銀

の端無きが如し。是を以て彼の人は瞋ると雖も還つて我が失を恐る。我獨り得たりと雖も衆に従ひて同じじく舉へ。

十一に曰く。功と過とを明察にして賞と罰と必ず當てよ。日者、賞は功に在きてせず、罰は罪に在きてせず。事を執れる羣卿宜しく賞・罰を明にすべし。

十二に曰く。國司・國造は百姓に歛ること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無し。率土の兆民は王を以て主となす。任せる官司は皆是れ王の臣なり。何ぞ敢て公の與に百姓に賦め歛らん。

十三に曰く。諸の官任せる者同じく職掌を知れ。或は病し或は使して事に關くる有らん、然れども知ることを得るの日には和ぐこと曾より知れるが如くせよ。其れ與り聞くこと非しといふを以て公務を勿妨げそ。

十四に曰く。羣臣・百寮嫉み妬むこと有ること無かれ。我既に人を嫉めば人亦我を嫉む。嫉・妬の患其の極を知らず、所以に智己に勝れば則ち悦ばず、才己に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳にして後乃今し賢に遇ふとも、千載にして以て一の聖を待つこと難し。其れ聖・賢を得

ざれば何を以てか國を治めん。

十五に曰く。私に背きて公に向ふは是れ臣之道なり。凡そ人に私有れば必ず恨あり、憾有れば必ず同はず、同はざれば則ち私を以て公を妨ぐ、憾起れば則ち制に違ひ法を害る。故に初の章に云へらく、上・下和ぎ諧へと、其れ亦是の情なる歟。

十六に曰く。民を使ふに時を以てするは古の良典なり、故、冬の月には間有り、以て民を使ふべし。春より秋に至りては農・桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農ら

すば何をか食はん、桑せすば何をか服ん。

十七に曰く。大なる事をば獨り斷む可からず。必ず衆と與に宜しく論ふべし。少けき事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大なる事を論はんに逮びては、若し失有らんことを疑ふ、故に衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得ん。

皇太子聖德奉讚

佛智不思議の誓願を
聖徳皇のめぐみにて
正定聚に歸入して
補處の彌勒のごとくなり。

救世觀音大菩薩
聖徳皇と示現して

多々のごとくすてずして

阿摩のごとくにそひたまふ。

無始よりこのかたこの世まで

聖德皇のあはれみに

多々の如くにそひたまひ

阿摩の如くにおはします。

聖德皇のあはれみて
佛智不思議の誓願に

すゝめいれしめたまひてぞ
住正定の身となれる。

他力の信をえんひとは
佛恩報せんためにとて
如來二種の廻向を
十方にひとしくひろむべし。

大慈救世聖德皇

父のごとくにおはします

大慈救世觀世音

母のごとくにおはします。

久遠劫よりこの世まで

あはれみますしには
佛智不思議につけしめて
善惡・淨穢もなかりけり。

和國の教主聖德皇
廣大恩德謝しがたし

一心に歸命したてまつり
奉讚不退ならしめよ。

上宮皇子方便し

和國の有情をあはれみて
如來の悲願を弘宣せり
慶喜奉讚せしむべし。

多生曠劫この世まで

あはれみかふれるこの身なり

五
一

一
心
歸
命
た
え
ず
し
て
奉
讚
ひ
ま
な
く
こ
の
む
べ
し。

聖德皇のあはれみに
護持養育たえずして
如來二種の廻向に
すゝめいれしめおはします。

已上聖德奉讚
十一首

曉烏敏主要著作目錄

第一卷
第二卷
第三卷

◎佛說無量壽經叢書

第第第第第第第
八七六五四三二一

人神親ソ道蓮華運
生を鸞ク如嚴命
矛超聖經論
盾え人ラの上
とそたのテ人歸の
の解決問念ス話論趣群ト

◎パンフ
地老内脩母沈不常華諸
球省倫嚴
境せ圓默可を三行
をら圓の説超味
めのれの自轉出の
レぐたと無
黎る自殺のるよ
り自て明己圓死者記者リ常

歌集

詩歌集

金金金金金金
貳貳貳貳拾拾
貳貳五五五五
錢錢錢錢錢錢

金金金金金金
貳壹壹壹壹
圓圓圓圓圓圓
貳貳貳貳貳貳
拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢

第第第第
五四三二一
卷卷卷卷

◎にほひぐさ叢書
温父死親生
かの鸞く
き聖
印國る
大人
地象々論日
詩歌集

宿歎
業異
の超鈔
歎第
第三四
下篇
第五六
四節
講話

◎歎
異
鈔
叢書
講話

菩五三聖東信本阿彌陀佛の修行とその淨
心願陀生成の修行の種
惡毒行方活就の信
薩段段段偈講話
道話話話話話相心土

金金九
壹壹拾
圓圓錢

金金金金金金
壹壹壹壹壹壹
圓圓圓圓圓圓
貳參五參貳五
拾拾拾拾拾拾
錢錢錢錢錢錢

第第第第第第第第第第第第第第第第
四四四四四三三三三三三三三二二
十十十十十十十十十十十十十十
六五四三二一十九八七六五四三二一十九八

聖日人神讃皇親聖神改孝雪戰日自國報聖橫
德本生道佛殿人太代悔子の争由民恩德川
太は下の御信子聖夜佛教誦太法
子佛との誕念の文の教の育式
奉國の生の徳の子語
調佛伽の文
讚な末流土女誦太法哲考奉誦
(二)リ和道陀始る觀性話子話學貫察源話讃詔
法ながらの道

近金金金金金金金金金金金金金金
貳貳貳貳貳參參貳貳貳參參貳貳
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾五拾
五拾五拾五拾五拾五拾五拾五拾五拾
刊錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

第第第第第第第第第第第第第第
二二二二二二二二二二二二二二
十十十十十十十十十十十十
七六五四三二一十九八七六五四三二一

古ア闘大忠日主社こ生眞自信國新無尊肉佛
事メ争和義觀會の活實土嚴教
リをに本師中治の罪な體の
記の信念移と攝本る
カ魂の客觀と心にの取の存の根
の超つ根柢この在本
の精的本ののつ提と宣の彼
世印えのい安的弟決い莊認精
當考界象て話て神性察子定て神唱嚴路言識岸神

金金金金金金金金金金金金金金
參參貳貳參貳拾貳貳參貳拾拾參貳
拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾拾
拾拾五拾五拾五拾五拾五拾五拾五拾五拾
錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

曉
雜月
誌刊 烏

願 敏 主 筆

慧

定價一部
一ヶ年金
壹拾
圓錢

第十一
篇 篇 篇 篇 篇 篇 篇 篇
十九 八 七 六 五 四 三 二 一

◎ 盡曉鳥修錄 佛教聖典叢書

林 櫻 林 林 林 林 林 林 林 櫻 林
部 文 鏡 譯 邦 譯 邦 譯 邦 譯
五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
五 邦 譯 邦 譯 邦 譯 邦 譯 邦 譯

金金金金金金金金金
拾拾拾拾拾拾拾拾拾
四拾五
錢錢錢錢錢錢錢錢錢

◎監曉島修纂佛教聖典叢書

佛說阿彌陀經講話
水火中間の白道
印度佛跡巡拜記
ハワイの印象
まことの心
智慧について
人隨筆
釋迦基督その他の
聖德皇太子十七條憲法
校定歎異鈔
聖德太子十七條憲法講
聖德太子奉讚講話
曉烏敏講話集
勵ける女性へ
神武天皇建國の精神

(二) 河白道譬喻講話
(曉烏敏 輸峻康範共著)

(『信の提唱』のローマ字書き)

(中外出版株式會社刊行)

(春秋社刊行)

講話 (日本放送出版協會刊)

(東方書院刊)

(東方書院刊)

(京都一生堂刊)

(洛南教苑刊)

昭和七年二月十九日印 刷
昭和十一年四月五日三版發行

上宮聖德法王帝說

石川縣石川郡出城村北安田
著作人兼 晓 烏

京都市烏丸通七條下ル西入
印刷人 堀 井
京都市東九條山王町三八
印刷所 弘文社印刷所
石川縣石川郡
出城村北安田

香 草 舍 清 敏

電話 補任局一一八番
掘替金澤三六九八番

發行所

Made in Japan

終

